2017 (平成 29) 年度 事業計画

認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

(2017年度の重点事業)

- ① 生物多様性保全の行動につなげる普及に関する研究
- ② 種の保存法改正へ他団体との連携による提言
- ③ 次回 CITES CoP18 に向けた情報収集、発信
- ④ 海外からの寄付金受け入れ体制を整える

1. 研究会運営

- (1)「公開理論研究会」
 - 6月17日(土・予定)に総会と同日開催 話題提供:永石理事 「企業のリスク管理と NGO とのパートナーシップによる取り組み」
- (2)上記を会報に掲載
- (3)過去に会報に掲載した論説をホームページに再掲

2. 調査提言

- (1)種の保存法改正への対応
 - 種の保存法改正の国会審議に対し、他団体と連携してロビイングを行う。
- (2)ワシントン条約、生物多様性条約など国際会議および世界の野生生物の状況を情報収集 とくに CITES CoP18 で議題になり、日本が消費国である象牙、ウナギ、サメなど海洋生物、ペット取引について国内外の情報を収集する。
- (3)生物多様性保全の行動につなげる普及に関する研究(地球環境基金申請事業 2 年目) SDGs 目標 12 持続可能な生産・消費に関連し、以下の事業を 3 年計画で行う。
 - ①日本においてどのような情報が不足し、また誤解されているのかを分析
 - ②論文やヒアリングなどで具体的な事例を収集し報告書を作成
 - ③報告書を基にした普及ツールを作成
 - ④消費者と生産者の両方に影響力を持つ生協など消費者団体や企業の CSR 担当者、地域おこし団体、環境 NGO/NPO にツールの活用を促進
- (4) IUCN 日本委員会 にじゅうまるプロジェクトパートナーズ会合(東京)2月に協力

3. 生息地支援

JX 日鉱日石エネルギー (ENEOS) からの寄付は 2017 年 3 月 31 日で終了し、ゴリラの生息地への寄付は 5 月に最後の送金を行った。 2011 年 8 月からのレポートは 1 年間 ENEOS のウェブサイトに

掲載される。

4. 普及啓発

(1)消費と絶滅に関する情報発信

調査提言事業および翻訳ボランティアのご協力により得た、消費と絶滅に関する情報をウェブサイト、印刷物等で情報発信する。英訳による発信も行う

- (2)セミナーの開催
 - 2月 動物園で開催予定 3月3日野生生物の日記念イベント開催
- (3)IUCN 日本委員会にじゅうまるプロジェクトの登録団体としてイベントに協力 7月29日IUCN 親善大使のイルカさんコンサートでブース展示。
- (4)エコプロダクツ出展

テーマ「生物多様性保全と持続可能な生産・消費」(地球環境基金事業)。

- (5)講師派遣およびパネルや動画などの貸し出し
- (6)メールマガジン、ウェブサイトなど電子媒体による発信の継続

5. 国際会議参画

IUCN、SSN、CBD アライアンスなど国際団体のメンバーとして情報収集と情報発信を行う。

- 7月 CITES 第 29 回動物委員会参加 8 月 4 日 (金) 18:30-GEOC にて報告会を開催
- 10月 IUCN 日中韓会員会合参加(金沢)
- 11月 CITES 第 69 回常設委員会参加、報告会を開催。

6. 会報発行

年3回発行する。(1号発行につき/印刷 8000円/デザイン3万円/発送82円×150部)

7. NPO 運営

(1)運営体制

事務局員2名(週3相当)、1名(週1相当)ボランティア2名で運営する。

(2)認定 NPO について

現在の有効期限が 2019 年 (平成 31 年) 9月 24 日である。継続する場合は 2019 年 (平成 31 年) 3月 24 日以降となっている。認定要件である、収入に占める寄附金の割合が 20%以上必要であるものの、現在の寄付金の状況では、継続するのは厳しくなることが考えられる。それは、現在の収入に遺贈による特定資産取り崩し金も換算されるためである。認定 NPO を継続できるよう寄付拡大を計る。そのため、新たな寄附獲得に取り組む。

(3)会員制度および寄付について

新しい会員枠を設けず、イベントの参加者に入会や寄付をしてもらうような働きかけを行う。

以上